2016人事院勧告に対する自治労見解

1.　人事院は8月8日、本年の官民較差に基づき、月例給を708円・0.17％、一時金を0.1月引き上げる勧告を行った。また、扶養手当については、これまで13,000円だった配偶者手当額を他の扶養親族と同額の6,500円に減額し、そのために生じる原資を用いて、子に係る扶養手当額を10,000円に引き上げる勧告を行った。

2.　月例給、一時金ともに3年連続の引き上げ勧告となったことは、2016春闘における民間企業の賃上げ実態からも、当然のことといえる。同時に、初任給や若年層に重点を置きつつも、再任用職員を含め、指定職俸給表をのぞくすべての俸給表において引き上げを行ったことについては、一定の評価ができる。

3.　一方で、俸給表は平均0.2％引き上げ改定としたものの、月例給較差のうち、実際に俸給表へ配分されることになる原資は448円にとどまり、206円は本府省業務調整手当の前倒し（遡及）改定に配分されることとなった。現在も総合的見直しによる現給保障期間であるため、俸給表をプラス改定しても原資を十分に活用できず、引き上げ効果が表れない結果となっているが、本来であれば、官民較差は基本給である俸給表等の引き上げで解消すべきである。

4.　扶養手当の見直しについては、政府からの要請にこたえるかたちで、配偶者手当を削減する内容となっており、民間企業の支給実態からも乖離している。扶養手当内での配分の変更ではあるが、公務員連絡会との交渉においても、勧告直前まで具体案を示さないなど、拙速な見直しと言わざるを得ない。

5.　育児や介護と仕事の両立支援制度の改正について、勧告および意見の申出が行われたが、民間労働法制の見直しに即した内容にとどまっており、消極的な取り扱いと言わざるを得ない。引き続き、制度の改善にむけた対応を強化する必要がある。

6.　今後は、政府による勧告の取り扱いが焦点となる。秋の臨時国会においては、先の参議院選挙の結果を経て、さらに、強引な国会運営が予想されることから、政府の閣議決定については、時期も内容も極めて不透明と言わざるを得ない。今後、政府に対しては、本年の官民較差に基づく給与引き上げを確実に実施することを強く求めていく。

7.　自治労は、2016秋季闘争・賃金確定闘争を通じて人事委員会対策を強化し、要請・交渉に直ちに取り組む。人事委員会に対して、公民較差プラス分は、給料表引き上げに確実かつ広範に配分することを求める。同時に、賃金・労働条件の維持・改善および総人件費の確保を最重要課題と位置づけ、すみやかに交渉体制を確立し、首長との早期の協議の開始、交渉・合意による賃金確定を図る。本部は、各自治体における労使交渉結果の尊重とともに、「骨太方針2016」に基づく民間委託等の推進などによる人員削減の圧力に抗し、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策をさらに強化する。

8.　政府・自民党による地方公務員へのさまざまな圧力に対し、自治労は、組織の総力をあげてたたかわなければならない。まさに、組織の結集力が問われることとなる。そのため、組合活動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底し、産別統一闘争の推進に向け、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2016年8月8日

全日本自治団体労働組合